

安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品名 : D-AM10
 会社名 : MEIKO Clean Solution Japan 株式会社
 住所 : 〒 176-0005 東京都練馬区旭丘1-22-13 2F
 電話 : TEL:03-6914-4301 / FAX:03-6915-3820
 推奨用途及び使用上の制限 : 業務用食器洗浄機用洗浄剤

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	:	爆発物	分類できない
		可燃性又は引火性ガス	分類対象外
		エアゾール	分類対象外
		支燃性又は酸化性ガス	分類対象外
		高压ガス	分類対象外
		引火性液体	分類できない
		可燃性固体	分類対象外
		自己反応性化学品	分類できない
		自然発火性液体	分類できない
		自然発火性固体	分類対象外
		自己発熱性化学品	分類できない
		水反応可燃性化学品	分類できない
		酸化性液体	分類できない
		酸化性固体	分類対象外
		有機過酸化物	分類できない
		金属腐食性物質	分類できない
健康有害性	:	急性毒性（経口）	区分4
		急性毒性（経皮）	分類できない
		急性毒性（吸入：気体）	分類対象外
		急性毒性（吸入：蒸気）	分類できない
		急性毒性（吸入：粉じん：ミスト）	分類できない
		皮膚腐食性及び皮膚刺激性	区分1
		眼に対する重篤な損傷又は眼刺激性	区分1

	呼吸器感作性	分類できない
	皮膚感作性	区分1
	生殖細胞変異原性	分類できない
	発がん性	区分2
	生殖毒性	分類できない
	特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分あり
	特定標的臓器毒性（反復ばく露）	区分あり
	吸引性呼吸器有害性	分類できない
環境有害性	: 水生環境有害性（急性）	区分3
	水生環境有害性（慢性）	分類できない
	オゾン層への有害性	分類できない

GHS ラベル要素

絵表示又はシンボル



注意喚起 : 危険

危険有害性情報

H302 : 飲み込むと有害

H314 : 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷

H317 : アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ

H351 : 発がんのおそれの疑い

H371 : 神経系、呼吸器系、肝臓の障害のおそれ

H373 : 長期にわたる又は反復ばく露による神経系、呼吸器、消化管、肝臓、腎、精巣の障害のおそれ

H402 : 水生生物に有害

安全対策 P280 : 保護手袋 / 保護衣 / 保護眼鏡 / 保護面を着用すること。

応急措置

P303+P361+P353 : 皮膚（又は髪）に付着した場合 / 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水 / シャワーで洗うこと。

P305+P351+P338 : 眼に入った場合 / 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

3.組成及び成分情報

単一製品・混合物の区分： 混合物

成分	CAS番号	官報公示整理番号 化審法番号	濃度又は濃度範囲 (%)
水酸化ナトリウム	1310-73-2	1-410	5%以下
水酸化カリウム	1310-58-3	1-369	5%以下
カルボン酸塩	非公開	非公開	非公開
ケイ酸塩	非公開	非公開	非公開
2-アミノエタノール	141-43-5	2-301	20%以下
抗菌剤	非公開	非公開	非公開
水	7732-18-5	—	非公開

4.応急措置

- 吸入した場合 : 被災者を空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休憩させること。気分の悪い場合は医師の診断をうける。
- 皮膚に付着した場合 : 多量の水又はぬるま湯ぬめり感が無くなるまで洗い落とす。衣類にかかった場合、直ちに、すべての汚染された衣類を脱ぐこと。汚染された衣類を再使用する場合は洗濯すること。すみやかに医師の手当てを受ける。処置が遅れると熱傷を生じる恐れがある。
- 目に入った場合 : 直ちに清浄な水で 15 分以上洗眼（まぶたの裏までよく洗う）した後、速やかに医師の処置を受ける。
コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。洗浄を始めるのが遅れたり、不十分だと眼の障害を生ずる恐れがある。眼の刺激が続く場合、医師の診断 / 手当を受けること。
- 飲み込んだ場合 : 口の中を洗浄し、コップ 1～2 杯の水または牛乳を飲ませる。直ちに医師の処置を受ける。無理に吐かせてはならない。牛乳アレルギーの人には牛乳は与えない。
嘔吐した場合、肺への物質吸入を防ぐ為、頭を臀部より低く維持する。被災者の意識がない場合は、口から何も与えてはならない。
処置が遅れると生命にかかわる恐れがある。

5.火災時の措置

- 消火剤 : 水、泡、粉末消火剤、二酸化炭素
- 使ってはならない消火剤 : 情報なし
- 火災時の特定危険有害性 : 情報なし
- 特定の消化方法 : 周辺火災の場合は速やかに安全な場所に移す。
移動が出来ない場合は、風上より容器周辺に散水して冷却する。
- 消化を行う者の保護 : 消化作業では、適切な保護具（自給式呼吸器、手袋、眼鏡、耐熱性の

防護服等)を着用する。 消化活動は可能な限り風上から行い有毒ガスの吸入を避ける。

6.漏出時の措置

人体に対する注意事項 / 保護具及び緊急時措置

: 作業の際は、保護眼鏡・保護衣・保護面・保護手袋等を着用する。
多量の場合は、人を安全な場所に退避させ、周辺にロープを張るなどして関係者以外の立ち入りを禁止する。

環境に対する注意事項 : 漏出した製品が雨水溝、河川、海上等へ流出することを防止する。

封じ込め及び除去方法 : スクイジーなどを用いて出来る限り空容器などに回収する。

回収した跡、または回収できないものは、多量の水で十分に洗い流す。洗浄水は、酸（希塩酸、希硫酸など）で中和してから排出する。

二次災害の防止策 : 床に漏れた状態で放置すると、滑りやすくスリップ事故の原因となるため注意する。

7.取扱い及び保管上の注意

取扱い / 注意事項

: 保護眼鏡、保護手袋等の適切な保護具を着用し、皮膚、粘膜及び着衣に触れたり、目に入らないようにする。使用後は手、顔、等をよく洗い、うがいをする。換気の良い場所で作業すること。他の薬剤、洗浄剤などとは絶対に混ぜない。キャップが緩んでいると液が飛び出し、眼や皮膚に付着することがあるのでキャップをしっかり閉める。
飛散した液やミストを吸い込んだり、眼に入らないようにする。
他の薬剤、洗浄剤などとは絶対に混ぜない。用途以外には使用しない。他の容器に移し替えたり、小分けしない。漆器の洗浄を避ける。銅、銅合金、錫製の物品の洗浄、接液を避ける。

保管

安全な保管条件 : 容器を密閉して、直射日光、多湿を避け冷暗所 / 換気の良いと所に施錠して保管すること。子供の手の届かない所に保管すること。他の製品と混合しないこと。酸性物質と同じ保管場所にしない。

安全な容器包材材料 : ポリエチレン容器に保管する。

8.暴露防止及び保護措置

設備対策 : 室内作業所で使用の場合、局所排気装置の設備または設備の開閉等を適正におこなう。

取扱い場所には、安全シャワー、洗眼設備を設置する。

管理濃度 : 未設定

許容濃度

日本産業衛生学会 : 最大許容濃度 2 mg / m³ (水酸化ナトリウム, 水酸化カリウム)

3ppm 7.5mg / m³ (2-アミノエタノール)

ACGIH : TLV-STEL Ceiling 2 mg / m³ (水酸化ナトリウム, 水酸化カリウム)

TLV-TWA 3ppm (2-アミノエタノール)

保護具

呼吸器用保護具	:	保護マスク
手の保護具	:	ゴム製保護手袋
目の保護具	:	保護眼鏡
皮膚及び身体の保護具	:	ビニール製保護衣、ゴム製保護長靴

9. 物理的および化学的性質

物理的状态

外観等 (形状、色)	:	無色透明液体
臭気	:	製品特異臭
PH (25℃)	:	11.7 (代表値、0.3%水溶液)
沸点	:	データなし
沸点範囲	:	データなし
初留点	:	データなし
引火点	:	不燃性
蒸発速度	:	データなし
燃焼性	:	データなし
燃焼又は爆発範囲	:	上限/データなし 下限/データなし
蒸気圧	:	データなし
蒸気密度	:	データなし
比重 (25℃)	:	1.25 (代表値)
溶解度	:	水溶性
水分分配係数 / n - オクタノール	:	データなし
自然発火温度	:	データなし
分解温度	:	データなし
粘度 (粘性率)	:	データなし

10. 安定性及び反応性

安定性	:	通常取り扱いでは安定である。
危険有害反応可能性	:	アルカリ性なので、酸性物質と反応し中和熱を発生する。
避けるべき条件	:	酸性物質との接触、直射日光、40℃以上、多湿、凍結条件下、開放状態、加熱。
混触危険物質	:	酸化剤、強酸、漆器、銅、錫、亜鉛、及びこれらの合金。
危険有害な分解生成物	:	データなし

11. 有害性情報

急性毒性

- 経口 : 使用原料加算式判定の結果より、区分4とした。
 ラット LD50 : 325 mg/kg (水酸化ナトリウム)
 ラット LD50 : 275 mg/kg (水酸化カリウム)
 ラット LD50 : 3320 mg/kg (2-アミノエタノール)
- 経皮 : データなし
- 吸入 : データなし

健康に対する有害性

- 皮膚腐食性・刺激性 : 使用原料加算式判定の結果より、区分1とした。
 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷 (水酸化ナトリウム)
 ウサギ : 強い腐食性 (水酸化カリウム)
- 眼刺激性 : 使用原料加算式判定の結果より、区分1とした。
 ヒト眼に対して重篤な損傷を引き起こす。
 ウサギ眼に対して 1.2 %以上で腐食性を引き起こす。
 (水酸化ナトリウム)
- ウサギ : 中程度の腐食性 1 mg/24h
 モルモット : 重度の腐食性 50 mg/24h (水酸化カリウム)
 ウサギ : 眼刺激性試験で重度の刺激性 (2-アミノエタノール)
- 皮膚感作性 : 使用原料加算式判定の結果より、区分1とした。
 モルモット : 皮膚感作性試験において中程度の感作性
 (2-アミノエタノール)
- 生殖細胞変異原性 : データなし
- 発がん性 : 使用原料加算式判定の結果より、区分2とした。
 発がんのおそれの疑い。がんのリスクは、暴露の期間およびレベルによって異なる。
 (カルボン酸塩)
- 生殖毒性 : データなし
- 特定標的臓器・全身毒性・単回暴露 : 使用原料加算式判定の結果より、区分2【神経系、呼吸器系、
 肝臓】とした。
 ヒト呼吸器、気道を刺激し肺水腫を引き起こす (水酸化ナトリウム)
- 特定標的臓器・全身毒性・反復暴露 : 使用原料加算式判定の結果より、区分2【神経系、呼吸器、消化管、
 肝臓、腎、精巣】とした。
 データなし

12. 環境影響情報

水生環境有害性（急性）	：	使用原料加算式判定の結果より、区分3とした。
水生環境有害性（慢性）	：	データなし
生態毒性	：	データなし
残留性／分解性	：	データなし
生物蓄積性	：	データなし
土壌中の移動性	：	データなし
その他の有害性	：	データなし
オゾン層への有害性	：	分類できない / データなし

13. 廃棄上の注意

残留廃棄物	：	都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託する。廃棄の前に、可能な限り無害化し安定化及び中和等の処理を行って危険有害性レベルを低い状態にする。廃アルカリは特別管理産業廃棄物に指定されており、収集・運搬・処分は定められた基準に従って処理する。
-------	---	---

空の汚染容器・包装の廃棄方法

：	使用済み包材容器は内容物を完全に除去した後、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託する。関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。
---	---

14. 輸送上の注意

国際規制

国連分類	：	クラス 8（腐食性物質）
国連番号	：	1760
容器等級	：	III
海洋汚染物質	：	該当しない
国内規制	：	適用法令を参照
応急措置指針番号	：	該当しない

輸送の特定の安全対策及び条件

運搬に際しては、容器の漏れのないこと及び所定の表示のあることを確かめ、転倒、落下、損傷がないよう積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。酸性物質との接触、直射日光を避ける。

15. 適用法令

<水酸化ナトリウム>

労働安全衛生法	：	労働安全衛生規則第 326 条に規定する腐食性液体 労働安全衛生法第 57 条に規定される表示対象物、第 57 条の 2 に規定される通知対象物、第 57 条の 3 に規定される調査対象物
---------	---	---

労働基準法	:	疾病化学物質（法第 75 条第 2 項、施行規則第 35 条・別表第 1 の 2 第 4 号 1）
消防法	:	非危険物
化審法	:	一般化学物質
促進法（PRTR 法）	:	（第 2 条、施行令別表第 1、別表第 2）
毒物及び劇物取締法	:	劇物（指定令第 2 条）水酸化ナトリウムを含有する製剤 （製剤 5 %以下を含有するものを除く）
航空法	:	腐食性物質（施行規則第 194 条 危険物告示別表第 1）
海洋汚染防止法	:	有害液体物質（Y 類物質）（施行令別表第 1）
水質汚濁防止法	:	指定物質（法第 2 条第 4 項、施行令第 3 条の 3）
食品衛生法	:	人の健康を損なう恐れのない添加物に該当する （施行規則別表第 1）指定添加物（用途：製造用剤）
＜水酸化カリウム＞		
労働安全衛生法	:	通知対象物質（別表第 9 の 316） 表示対象物質（別表第 9 の 316）
労働基準法	:	疾病化学物質
消防法	:	該当しない
促進法（PRTR 法）	:	非該当
毒物及び劇物取締法	:	劇物（水酸化カリウムを含有する製剤） （製剤 5 %以下を含有するものを除く）
水質汚濁防止法	:	指定物質（法令番号 8）
食品衛生法	:	食品添加物
＜2-アミノエタノール＞		
労働安全衛生法	:	第 57 条第 1 項 名称等を表示すべき有害物 第 57 条第 2 項 名称等を通知すべき有害物 危険物 引火性の物には該当せず
消防法	:	危険物 第四類 第三石油類 水溶性液体 危険等級Ⅲ
毒物及び劇物取締法	:	劇物（製剤 20 %以下を含有するものを除く）
化審法	:	優先評価化学物質（政令番号 107）
PRTR 法	:	第 1 種指定化学物質（2-アミノエタノール No.20）
船舶安全法	:	腐食性物質
海洋汚染防止法	:	施行令 海洋汚染物質：Y 類

16. その他の情報

安全データシート各情報は本品のもの、主成分に関するものがあります。

記載内容は、現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、いかなる

保証をなすものではありません。

また、法令の改正及び新しい知見に基づいて改訂されることがあります。

記載された注意事項等は通常の見直しを対象としたものであり、特殊な見直しの場合には、ご使用者の責任において、用途、用法に適した安全対策を実施の上、ご利用ください。